

益計算書に計上されている減価償却費をそのままとった。なお国有鉄道については、特別補充取替費を加えた。地方公共団体の公共企業の減価償却費は資料不備のため計上しなかった。

(4) 法人企業

一般産業については、後述の生産者耐久施設推計の際に求められた有形固定資産残高に「法人企業統計調査」の31年「年報」の減価償却率について10%減の修正をなした減価償却率を乗じて求めた。すなわち「法人企業統計調査」の「年報」に示される減価償却費は、無形固定資産に対するそれを含んでいること、企業の自計による過大計上分を含んでいることなどの理由によるものについて推計したものである。

金融保険業については、後述の生産者耐久施設の際に求められた営業用有形固定資産残高に、総合平均償却率として、従来同様5%を乗じて算出した。なお、金融機関の財務諸表に示される減価償却費は固定資産のすべてに対する減価償却費が一括計上されているものが多く、その中の有形固定資産のみに対する減価償却費を直接に求めることができないので、若干の金融機関についての資料から上記の割合を求めて推計したわけである。

(5) 個人企業

(I) 農業 「農家経済調査報告」(農林省)所載の統計表・全国の部「(自農家の)経済」から農用建物、農具、動物、植物の減価償却額を求めて1戸当たり所得に対する比率を算出し、これらを分配面で求めた農業個人業主所得に乗じて算出した。ただし建物の減価償却費については、農家経済調査の上層偏倚を考慮して調整した。

(II) 製造業、卸小売業 個人業主所得の項で算出した減価償却費をとった。

(III) 鉱業、建設業、運輸通信その他公益事業には適当な資料がないので、28年度以降は、26、27年度において適用した1業主当たり営業所得に対する減価償却費の比率について、兩年度を平均した比率を分配面で求めた個人業主所得に乗じて推計した。なお26、27年度推計における上記比率は「法人企業統計調査」(大蔵省)の「年報」の資本金200万円以下の法人企業の付加価値に対する減価償却費の比率を準用したものである。

(6) 個人住宅

昭和29分年を基礎とし、家賃指数(総理府統計局)の傾向により延長推計した。なお、昭和29分年の計数は分配面の賃貸料所得算出の基礎となっている計数から個人住宅に対する減価償却費を求めたものである。

(7) 資本偶発損

資本偶発損とは民間および政府の有形固定資産の火災・水害等による偶発的な損害のことであるが、ここには一応損害保険と森林火災保険のみについて計上した。

(1) 損害保険

日本損害保険協会調を基礎とし、正味支払保険金と責任準備金および支払準備金の増加額を推計して、それらを合計した。

(2) 森林火災保険

「森林火災保険特別会計」における支払保険金支払済額をそのままとった。

(8) 経常費にあてられた資本的支出

これは資料が求められない関係で推計されていない。

三 国民総支出

(1) 個人消費支出

個人や非営利団体(個人にサービスを提供するものに限る)の財貨とサービスに対する支出であって、家計調査等の分類にしたがって飲食費、被服費、光熱費、住居費、雜費の5項目からなる。

(A) 飲食費(酒、煙草を含む)

これはいわゆる飲食費(下記)に政府からの振替所得として学校給食費を加えたものである。

飲食費は25年度の物的推計額を基礎にして、人的方法による推計額の25年度から31年度への傾向により延長推計し、別途酒、煙草について各年の推計をおこない、企業消費分を算定これを上記推計額から控除した。

学校給食費は政府(一般会計より食糧管理特別会計に課入額)の支出済見込を計上した。

(B) 被服費

22年の物的推計額から延長して求めた25年度の推計を基礎にして、これを人的方

法による推計額の25年度から31年度への傾向により延長推計した。

(c) 光 熱 費

29暦年の物的方による推計額を基礎にして、これを人的方法による推計額の29暦年から31暦年への傾向により延長推計し、さらに32年1～3月分を人的方法による推計額の31暦年に対する32年1～3月の傾向により推計、四半期を合計して31年度を算出した。

(d) 住 居 費

住居費のうち地代家賃は分配面の総地代家賃から生産用を控除して推計した。地代家賃以外の住居費は人的方法による推計額から、住居費中にしめる地代家賃の比率を乗じて算出した地代家賃を控除して推計した。

(e) 雜 費

人的方法によって農家および非農家に分けて推計合算したものに、つぎのような調整をおこなった。

なお、今回より家計調査等を検討の結果、家計調査のうちには医療現物給付分(健康保険等の被保険者票を提示して診療を受ける分)については把握の問題があり、その分の加算をおこない調整している。主なる調整項目は金融機関の帰属利子、帰属サービス、官公立学校入学金および検定料、授業料収入、国立病院等の診療収入、社会保険料被用者負担分、火災保険料、本邦人海外純消費を調整している。

その理由および推計方法はつぎのとおりである。

(a) 加算項目

(i) 金融機関等の帰属サービス

金融機関の帰属利子に、生命保険会社の帰属サービスを加算したものである。金融機関の帰属利子は金融機関の損益計算書から受取利子と支払利子の差額をとり、帰属サービスは生命保険会社の損益計算書から純収入を求めた。

(ii) 医療現物給付

社会保障のうち医療給付をなすものは、健康保険(日雇健康保険を含む)船員保険、国民健康保険、労働者災害補償、生活保護費(医療扶助)等であり、家計調査にては完全に把握されないので社会保険診療報酬支払基金の基金年報、労働省関係資料等により推計した。

(iii) 本邦人海外純消費

大蔵省「国際収支」の貿易外項目のうち、旅行者消費の受払差額に外交団の消費を加えたものである。

(b) 控除項目

(i) 官公立学校授業料および入学検定料

この項目は個人税外負担として財政の項に計上されており、家計調査等にもとづいて個人消費支出を推計する場合、重複計算となるので、控除項目として計上する。国立学校等については国の収入済額により推計し、地方公共団体等(県、町立学校等)の31年度については、決算がないので前年度の傾向で推計した。

(ii) 国立病院等の一般診療費

国立病院については非企業特別会計と見做しているので、国立病院の一般診療費収入はその財貨サービス購入となり、診療費収入を(i)の官公立学校の授業料、入学検定料と同様個人税外負担としている。

国立病院等の収入は一般会計歳入、国立病院特別会計の歳入、収入済額を計上している。

なお、国外の外、県町営の病院収入も計上すべきであるが、基礎資料の関係で計上していない。

(iv) 社会保険料被用者負担分

家計調査の品目別分類によれば、雑費のうちに計上されているが、個人所得と処分勘定において別に社会保険負担分(雇主、被用者分)が計上されている関係で控除して調整する。

(v) 火災保険料

これは家賃の原価のうちに織込まれ住居費に計上されているので、雑費から火災保険料を控除している。それは雑費が火災保険料をふくむ家計調査等により推計されているからである。この推計は大蔵省「保険年鑑」より保険料収入を求めて、返戻金を差引調整し、損保協会調により保険料の住宅分の比率を求めて、さらに個人分の火災保険料を推計した。

(2) 國内民間総資本形成

民間(個人および民間企業)による国内における資本形成の総額であって、個人住

宅の建設と民間企業による生産者耐久施設の形成および在庫品の増加からなっており、後二者はそれぞれ法人企業によるものと、個人企業によるものとに分けられている。

(A) 個人住宅

資料の関係により、つきの(a), (b), (c)のような3つの部分に分けて推計し、それらを合計して求めた。

(a) 居住専用住宅および非農林水産業併用住宅の居住用部分

まず、「建築動態統計」を基礎とし、個人の建設した居住専用建築物と居住産業併用建築物（農林水産業を除く）の居住用部分を求めた。そのさい同「統計」について推定される着工工事額の過少申請、狭小面積建築（着工届出の対象となっていないもの）の統計洩れなどに対し、従来通り3割増を見込んで計上した。産業併用建築物のうち、居住用部分の占める割合については、「個人商工業経済調査」（総理府統計局）などの資料により、全国平均で60%とみなして算出した。

(b) 農業併用住宅の居住用部分

つぎに、「農家経済調査報告」を利用して、以下に述べる方法によって農業併用住宅の居住用部分を求めた。すなわち、同「調査」における1戸当たり農業所得に対する農家建物新改築額の居住用部分の割合を求め、それを分配面で求めた農業個人業主所得に乘じたのであるが、そのさい農家全建築物新改築額のうちの居住用部分については、同「調査」より直接に求めることができないので、「建築動態統計」の個人の建設した農林水産業併用建築物と農林水産業専用建築物の計数を利用し、農林水産業併用建築物の80%を居住消費用とみなして、農家全建築物のうち居住消費用部分の占める割合を求めた。

(c) 分譲住宅、組合住宅

分譲住宅、組合住宅については、個人の取得するものとみなされるものについて、住宅金融公庫の資料などから推計した。

(B) 法人企業

(a) 生産者耐久施設

資料の関係により、一般産業と金融保険業別に推計してそれらを合計した。

(b) 一般産業

「法人企業統計調査」（大蔵省）を基礎資料とし、つぎに述べる推計方法によって求めた。すなわち、まず同調査の「季報」を基礎として31年度中有形固定資産「新設」（総生産者耐久施設にあたる）額の32年3月末有形固定資産残高に対する割合を求めた。つぎに「季報」の調査対象は資本金200万円以上の法人であるため、それをさらに全規模法人についての割合に調整した。この調整後の割合を同調査の31年「年報」の有形固定資産残高を基礎として「季報」の有形固定資産残高の31年12月末より32年3月末への伸びの傾向により延長推計した32年3月末全規模法人有形固定資産残高に乗じて、31年度総生産者耐久施設を求めた。

(d) 金融保険業

「経済統計月報」（日銀）などから民間金融機関の営業用有形固定資産の純増を求め、これを純生産者耐久施設とみなし、つぎに営業用有形固定資産残高に、従来と同様に総合平均償却率5%を乗じて求めた減価償却費を加えて、総生産者耐久施設とした。

(e) 在庫品増加

一般産業についてのみ推計をおこなった。30年度推計における31年3月末法人企業棚卸資産推計残高と、それを基礎として、下記の方法により延長して求めた32年3月末法人企業棚卸資産残高との差額をまず求め、それよりさらに建設仮勘定との重複分（建設仮勘定よりの支出として、すでに生産者耐久施設に含められて把握された半成工事は企業会計においては棚卸資産に含められているが、資本形成の総額を把握する上には重複計算となる）を差引いた残りを在庫品増加とした。

上記の法人企業棚卸資産の延長推計について述べると、まず、資本金200万円以上の法人企業の棚卸資産について、「季報」の資本金規模別棚卸資産の伸びの傾向を、さらに同統計について推定される母集団把握の時期的なズレを調整するために、税務統計の法人数の伸びの傾向により調整した指数により延長して求め、つぎに資本金200万円未満の法人企業の棚卸資産については、同調査の31年「年報」の全規模棚卸資産残高に占める資本金200万円未満の構成化により、上に求めた200万円以上の法人企業の棚卸資産残高を基礎として算出した。

(C) 個人企業

個人企業については農業、製造業、卸小売業、鉱業、建設業および運輸通信その他公益事業の6産業についてのみ推計をおこなった。

(a) 農業

「農家経済調査報告」(農林省)所載の統計表・全国の部「(△)農家の財産」から農家1戸当りの総生産施設、在庫品増加を求めて、それぞれの1戸当り所得に対する比率を計算し、つぎにこれらの比率を分配面で求めた農業個人業主所得に乗じて推計した。

(i) 生産総施設のうち「土地」については開墾・改良による年度内増加額をとり「建物」については新築・増築による年度内増加額に「建築動態統計」(建設省)により求めた比率を乗じて居住用の部分を除去した額を採用した(2.A.b参照)。「植物および動物」のうち植物は成長、新植、購入による増加額をとったが、動物は成長、生産による増加額のみをとり、購入については農業内部で相殺されるものと見做した(植物の場合は林業よりの購入が多いとみた)。

(ii) 在庫増減については「未処分農産物在庫価額および農業生産資材在庫価額」の年度末と年度始の差額を採用した。

(b) 製造業、卸小売業

「個人商工業経済調査」(総理府統計局)所載の「従業者規模別営業状況」で1業主当り規模別に与えられるデーターに規模別ウェイト(パーセント、B.b参照)を乗じて個人企業全体についての1業主当り(i)営業利益、(ii)棚卸高増減および(iii)土地建物・機械設備費を求め、これらから1業主当り営業所得に対する在庫品増加(iii)、総生産施設(ii)の比率を求め、つぎにこれらの比率を個人業主所得に乗じて推計した。

(c) 鉱業、建設業、運輸通信その他公益事業

直接推計しうる資料がないので、28年度以降は26、27年度において適用した1業主当り営業所得に対する総生産施設および在庫品増加の比率について、両年度を平均した比率を、分配面で求めた個人業主所得に乗じて求める方法をとることとしているが、31年度についてもその推計方法によった。

なお、26、27年度推計における上記の比率は「法人企業統計調査」(大蔵省)

の「年報」の資本金200万円以下の小法人企業における付加価値に対する総生産施設および在庫品増加の比率を準用したものである。

(3) 政府の財貨とサービス購入

(A) 中央財政

(a) 中央財政における区分はつきのとおりである。

(i) 一般会計

(ii) 非企業特別会計

- ① 交付税及譲与税特別会計、② 国債整理基金特別会計、③ 外国為替特別会計、④ 産業投資特別会計、⑤ 経済援助特別会計、⑥ 余剰農産物資金特別会計、⑦ 賠償等特殊債務処理特別会計、⑧ 厚生保険特別会計、⑨ 船員保険特別会計、⑩ 国立病院特別会計、⑪ あへん特別会計、⑫ 農業共済再保険特別会計、⑬ 森林火災保険特別会計、⑭ 渔船再保険特別会計、⑮ 自作農創設特別会計、⑯ 開拓者資金融通特別会計、⑰ 輸出保険特別会計、⑱ 中小漁業融通保証特別会計、⑲ 中小企業信用保険特別会計、⑳ 特定物品納付金特別会計、㉑ 木船保険特別会計、㉒ 自動車損害賠償責任特別会計、㉓ 労働者災害補償保険特別会計、㉔ 失業保険特別会計、㉕ 特定道路整備事業特別会計

(iii) 企業会計

(I) 特別会計

- ① 造幣局特別会計、② 印刷局特別会計、③ 資金運用部特別会計、④ 貴金属特別会計、⑤ 食糧管理特別会計、⑥ 国有林野特別会計、⑦ 糸価安定特別会計、⑧ アルコール専売特別会計、⑨ 郵政事業特別会計、⑩ 郵便貯金特別会計、⑪ 簡易生命保険特別会計

(II) 政府関係機関

- ① 専売公社、② 国有鉄道公社、③ 電電公社、④ 国民金融公庫、⑤ 住宅金融公庫、⑥ 農林漁業金融公庫、⑦ 中小企業金融公庫、⑧ 日本開發銀行、⑨ 日本輸出入銀行、⑩ 北海道東北開発公庫

(III) その他の政府企業

- ① 日本住宅公団、② 日本道路公団、③ 愛知用水公団、④ 農地開発機

械公団, ⑥ 森林開発公団, ⑦ 原子力研究所, ⑧ 原子燃料公社, ⑨ 電源開発株式会社, ⑩ 帝都高速度交通営団

(b) 推計方法

1. 一般会計

大蔵省決算見込により歳出総額より政府の財貨サービス購入の見合と見られない項目を控除して政府の財貨サービスを算出している。

総額

歳出決算見込額=A

控除項目=B

A - B = C 政府の財貨サービス購入

控除項目

(i) 会計間重複

一般会計と特別会計または地方財政との重複分で、特別会計への繰入金（出投資、損失補償、国債などのための繰入金を除く）、地方財政に対する補給金（交付税および譲与税配付金特別会計への繰入金であって、公共事業費等の補助金などは含まれない）などからなる。

(ii) 価格調整費

輸入食糧に対する価格差補給金として、農林省所管一般会計から食糧管理特別会計へ繰入れた額を計上した。なお、29年度においては、28年度の繰越として決算上あらわれてくるが、30年度、31年度決算には計上されない。この項目は次の損失補償とともに国民総生産費における補助金を構成する。

(iii) 特別会計および政府機関等の企業会計への損失補償のための繰入金、ならびに民間または半官半民の諸団体および諸企業への損失補償のための支出を含む。

運輸省所管外航船舶建造資金利子補給等である。

(iv) 出資および投資

この項目は政府出資金等を計上した。すなわち、日本原子力研究所、原子燃料公社、国際金融公社等に対する出資金のほか、貸付金として海外移住貸付金、青英資金貸付金等である。

(v) 振替支出

個人に対して無償で交付される支出であって、生活保護費、年金および恩給等が含まれる。この項目は一般会計における振替支出であって、国民经济計算の財政収支上の振替支出とは異なる。

(vi) 国債費

一般会計からの国債費として国債整理基金特別会計へ繰入れた額である。

(vii) その他

この項目には、不動産購入費とか(i)から(vi)のいずれの項目にも属さないものを含めた。たとえば諸国際分担金など、また、海外との関係により防衛支出もこのうちに含まれる。

2. 非企業特別会計

一般会計の推計方法に準じて推計される。すなわち、各特別会計ごとに財貨サービス購入を推計算出し、これを合計することによってえられる。

控除項目の主なるものは、

(i) 保険給付金（保険払戻金を含む）

(ii) 他会計への繰入、他勘定への繰入

(iii) その他（交付金、貸付金、賠償償還および払戻金）

3. 企業特別会計

民間諸企業とその取扱を同一にしていて、その利益については分配国民所得に官公事業剩余として所得を計上するが、ここでは、決算見込財務諸表により、固定資産、在庫品（作業資産）の純増減および減価償却費の合計額を財貨サービスの購入としている。

(1) 固定資産

昭32.3.31 - 昭31.3.31
現在高 - 現在高 = 固定資産増加

（土地、減価償却費を控除する）

(2) 作業資産

昭32.3.31 - 昭31.3.31
現在高 - 現在高 = 作業資産増加（減）

(3) 減価償却費は損益計算書によるその年の減価償却費。

(B) 地方財政

普通会計と事業会計および収益会計に区分される。普通会計は中央財政における一般会計に相当するものであり、事業会計は水道、軌道、自動車、運送、地方鉄道、電気、ガス事業からなる企業会計とし、収益会計は国民健康保険等をここに含めている。

今回の推計においては、中央財政の決算書に相当する昭和31年度の地方財政概要が発表されていないので、なお暫定推計である。この推計は主として、昭和31年度の地方財政計画によっている。

1. 普通会計

中央財政と同様に支出済歳出総額から財貨とサービス購入に見合わないものを差引いて推計した。その控除項目は次のとおりである。

(1) 会計間重複

国庫支出金、県支出金、事業会計等の課入金等である。

(2) 握替支出

生活保護費と恩給費および退職手当の合計額である。生活保護費は地方負担分、恩給は地方吏員恩給制度に伴うものを計上した。

(3) 公共団体工事分担金

国の直轄する公共事業に含まれる地方財政の分担金であって、中央地方の統合計算の関係から重複分として控除されるが、これは中央財政の収入済額を計上した。

(4) 公債費

中央財政における国债に相当するものであって、事務費を除いた支出額である。

(5) その他

出資金、貸付金および寄付負担金が含まれる。

2. 事業会計

事業会計の新投資は資料がないので、自治体資料にもとづき事業会計における借入金を計上した。

3. 収益事業

収益事業の財貨とサービス購入についても資料なきため1割増として計上している。

④ 政府の資本形成

一般会計、非企業特別会計については、直接建設投資を積上げ方式で決算見込により計上し、企業会計については財貨サービス購入（前述）をそのまま計上する。

(A) 中央財政

(a) 一般会計

(i) 公共事業費

(ii) 住宅対策費、公務員宿舎施設費等の事業費からなり、いずれも土地購入費、事務費は控除される。

(iii) 失業対策事業費補助

(iv) 官庁營繕費、文教施設費、食糧増産対策費等である。

(b) 非企業特別会計

厚生保険特別会計（業務勘定）、船員保険特別会計、国立病院特別会計、労働者災害補償保険特別会計、失業保険特別会計の直接建設投資である。

(c) 企業会計

政府の財貨サービスの購入の場合と同一である。

(B) 地方財政

(a) 普通会計は次の諸項目を計上する。しかしそのまま計上すると補助金額が重複計上になるのでその間を調整する。

(i) 公共事業費

(ii) 失業対策事業費

(iii) 単独事業費

(b) 収益会計、資料がないため現在推計をおこなっていない。

(c) 事業会計

政府の財貨サービス購入の場合と同様である。

なお、政府の財貨サービス購入は、総支出額より生産に見合わない額を控除した差引方式で推計されているので、政府の資本形成成分を含んでいる。したがって財貨サービス購入より資本形成成分を差引いたものが、政府の財貨サービスの経常購入として推計されている。

四 政府収入等

(1) 中央財政

中央財政収入は、大蔵省、国税庁調による「租税及び印紙收入収入額調」により推計した。

個人税および税外負担、法人税および税外負担、間接事業税などの区分は次のとおりである。

(A) 個人税および税外負担

個人税としては、所得税、相続税などを計上し、税外負担については、個人税的な性質を有するものとして、免許および手数料、懲罰および没収金、弁償および違約金のうち個人分とみなされるもの、授業料および入学検定料、病院収入等を計上した。

(B) 法人税および税外負担

法人税としては、法人の所得および積立金に賦課されるものを計上し、税外負担としては懲罰および没収金、弁償および違約金の法人負担分、および日本銀行納付金を計上した。

(C) 間接事業税

間接税としては酒税、砂糖消費税、物品税、揮発油税、取引所税、有価証券取引税、通行税、関税、印紙税等を計上し、税外負担には専売益金などを計上した。

(2) 地方財政

地方財政の財政収入は、中央財政に準じて地方財政計画の計数をもとにして暫定的に推計した。

(A) 個人税および税外負担

個人税としては、道府県民税、市町村民税の所得割および均等割の個人分、府県税の狩猟者税、市町村税の自転車税の個人分、税外負担として使用料収入のうち、授業料および幼稚園、保育所の収入、前記以外の免許、手数料収入の個人分を推計上した。

(B) 法人税および税外負担

法人税としては、道府県民税および市町村民税の法人分、税外負担としては延滞

金および加算金収入の法人分を推計して計上した。

(C) 間接事業税

間接税については、個人税および法人税に計上しない諸税を計上した。税外負担としては、個人分として個人税外負担に計上されない使用料、手数料などを計上した。

(3) その他

(A) 官公事業剩余等

(a) 官公事業

中央財政については、特別会計、政府機関における昭和31年の予定財務諸表にもとづき、予定損益計算の益金または損金を暫定的に計上した。企業会計の範囲はさきに政府の財貨サービス購入の項で説明したものと同様である。

専売公社のアルコール専売特別会計の益金中、一般会計に納付する分は益金より控除計算している。

地方財政における公企業は水道、交通、ガス、電気、下水道、公益賃屋等をその範囲とするが、損益計算上の計算はえられないので暫定的に前年度の傾向で推計した。

(b) 政府賃貸料収入

中央財政については、一般会計収入、特別会計（非企業特別会計のみ）のうち官有財産貸付料、寄宿料、版権、特許権収入などの賃貸料収入額を計上した。

地方財政においては財産収入のうち賃貸料とみなされるものを計上した。

(c) 政府利子収入

中央財政については、一般会計、特別会計のうち利子収入および配当金収入を計上し、特別会計については支払利子を控除している。

(B) 社会保険に対する負担分

社会保険とは健康保険、厚生年金、船員保険、失業保険、労働者災害補償保険、恩給、官業共済組合などをいうが、その負担は保険料、納金、掛金であり、被用者、雇用主の負担分からなる。

恩給法納付金は一般会計の収納済決算額、その他社会保険関係は各特別会計の収入済額を基礎にして推計した。

また、共済組合掛金の30～31年については、その決算額がえられなかつたので、

「国家公務員共済組合事業月報」により推計した。国民健康保険については30年度は決算額、31年度については決算見込額によって推計した。

(C) 搾 稟 所 得

社会保障的な経費のうち、各種社会保険の給付費ならびに生活保護費、恩給、年金などの諸給付からなる。

社会保険については健康保険、厚生年金、船員保険、労災保険、失業保険などの給付費および保険金を特別会計の決算額見込により、生活保護については一般会計の決算額、自治庁調資料にもとづき、地方吏員恩給は地方財政計画によった。恩給、年金については一般会計決算額および自治庁資料により、共済組合の給付費については「国家公務員共済組合事業報告書」により推計した。

国民健康保険の給付金については31年度決算額見込により推計した。

五 経常海外余剰および国際収支差

経常海外余剰は財貨サービスの収支差、海外からの純所得および本邦人海外純消費の合計であり、これにさらに純贈与を加算したものを国際収支差としている。

財貨サービスは「商品」「政府取引」および「その他」の各項目の合計である。商品は一般にいわれる貿易と非貨幣用金の移動とからなっており、政府取引は特需、防衛支出金などからなり（この項に含まれている国際機関分担金、恩給は振替とみなし、贈与項目におきかえた）、その他取引は、運輸、保険およびその他サービスからなっている（その他サービス中の特許権の使用料、その他賃貸料は要素費用とみなし、海外よりの純所得におきかえた）。

海外よりの純所得は、投資収益としての未分配利潤、株式配当、銀行利子の収支差と特許権使用料、賃貸料等の収支差との合計であり、これは要素費用として分配国民所得に加算される。

本邦人海外純消費は、観光旅行、業務旅行および外交団給与の受払の差額である。

純贈与は、個人送金、機関送金、遺贈、移住者などによる個人純送金（民間取引）と資本純贈与（政府関係機関による一方的な移動）の合計である。贈与のうち機関送金を含めた民間取引を全額個人送金として、その純額を個人支出の個人送金項目として計上している。

国民经济計算は主として英國方式によっているから、貯蓄と投資の勘定では貯蓄の側

に控除項目として国際収支差が計上され、国民所得と支出の勘定では支出側に経常海外余剰が計上されている。

なお基礎資料の国際収支表には、31年から防衛支出金等が除外されているので、それを別途求めて政府項目と贈与項目に含め従来の範囲と同様にした。